

公表年月	令和4年4月13日(水)
処分内容	さいたま市保健所は、令和4年4月13日(水)、南区の魚介類販売店に対し、営業停止1日間の行政処分を行いました。営業停止範囲は、生食用鮮魚介類(冷凍品を除く。)の調理、提供です。 (冷凍品とはマイナス20℃以下で24時間以上の冷凍をしたものです)
事件の概要及び処分の理由	<p>令和4年4月13日(水)、市民からさいたま市保健所に「4月8日(金)に市内の魚介類販売店で購入した刺身を喫食したところ腹痛を呈し、医療機関を受診したところアニサキスが抽出された。」との通報がありました。</p> <p>さいたま市保健所が調査したところ、通報者は、さいたま市内の魚介類販売店で加工、販売された刺身を4月8日(金)20時頃に喫食し、4月9日(土)午前3時頃から腹痛を呈していたことが判明しました。</p> <p>さいたま市保健所では、以下の理由により当該施設で加工、販売された調理品を原因とする食中毒事件と断定し、当該施設の営業停止処分を行いました。</p> <p>(1) アニサキス食中毒の潜伏期間における発症者の喫食状況を確認したところ、生鮮魚介類を含む食事が、当該施設で加工、販売された調理品に限られたこと。</p> <p>(2) 発症者からアニサキスが抽出されたこと。</p> <p>(3) 発症者の潜伏期間(喫食から発症までの時間)、症状等がアニサキスによる食中毒のものとは一致したこと。</p> <p>(4) 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと。</p>
初発年月日	令和4年4月9日(土)午前3時頃
患者者等の状況	患者1名(男性)(病院受診あり) 患者の主な症状 腹痛、吐き気
原因物質	アニサキス
原因食品	令和4年4月8日に当該施設が加工、販売した刺身(アジ、イワシ)